

再エネ発電設備の適正な導入及び管理 に係る保安規制の見直しについて

令和5年2月28日

産業保安グループ 電力安全課

自然災害に伴う再エネ発電設備の事故

- 近年、台風や大雨等の自然災害の頻発・激甚化や、土砂崩れの発生により、太陽光パネルの損壊・飛散や、崩落事故が複数発生。

<平成30年台風21号による事故事例>

- 建物の屋上に設置されていた太陽光パネルが強風により損壊・飛散。
- 支持金具の飛散により被害が拡大。近隣の建物に飛散し、建物を損傷。
- 破損したパネルから発火。



<土砂崩れによる太陽電池発電設備の事故事例>

平成30年7月7日未明、豪雨に伴い土砂崩れが発生し、太陽光パネルが崩落、損壊。



出典：第14回・第18回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（平成30年11月26日、令和元年9月27日）

再エネ発電設備に係る規制の変遷

- 経済産業省では、これまでの事故の発生状況や、水上太陽光などの新たな設置形態の増加を考慮し、累次安全規制を見直し。

近年の再エネ発電設備に係る規制の変遷

- 令和元年7月：NEDOが地上設置型の太陽電池発電設備に関し、安全ガイドラインを公表
- 令和2年2月：「電気設備の技術基準の解釈」で、土砂流出防止措置を記載
- 令和3年4月：「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」を施行
⇒太陽電池発電設備の支持物の強度や地盤の安定性に関する技術基準を策定
- 令和3年4月：太陽電池発電設備の事故報告対象の下限を10kWまで拡大（従来は50kW）
⇒小出力の太陽電池発電設備についても事故実態の把握が可能に。
- 令和3年11月：NEDOが水上・営農・傾斜地設置型の太陽電池発電設備に関し、安全ガイドラインを作成。
- 令和3年12月：同ガイドラインを「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」に取り込み。
- 令和5年3月：改正電気事業法施行
⇒従来、一部の規制の対象外とされていた小規模な太陽電池発電設備について、「小規模事業用電気工作物」として新たに位置付け、技術基準の適合維持義務が課されるとともに、基礎情報や使用前自己確認の届出対象となった。

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」による提言

- 関係省庁が共同事務局を務める「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」においては、再エネ発電事業の現状を踏まえ、事業実施の各段階における課題を取りまとめ、令和4年10月に提言を公表。
- この提言には、電気事業法における規制の見直しも含まれており、検討を進める。

再エネの適正な導入・管理のあり方に関する検討会

【共同事務局：経産省、農水省、国交省、環境省】

- 事業実施における各段階（土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階、横断的事項）に応じて、
 - 電源の特性を踏まえた立地のあり方等に関する政府全体での基本的な考え方の取りまとめ
 - 法令・条例等への違反案件に対応するための関係省庁・自治体との連携体制の強化
 - パネルの廃棄処理適正化のための対応強化等について検討。

<電気保安関係の提言>

林地開発許可の取得後、森林法違反の指導中に売電し収入を得ているケースや、林地開発完了確認前に事業を開始しているケースなどが見られる

⇒電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する。

自治体や住民から事業当初・中の柵塀等の未設置に対する懸念の声。

⇒電気事業法において、低圧の小規模再エネ発電設備については、令和3年度より事故報告の対象としており、今後、事故の発生状況等を踏まえながら、小規模再エネ発電設備への柵塀設置義務について検討する。

1. 再エネ発電設備に対する規律強化

論点①：関係法令遵守状況の確認

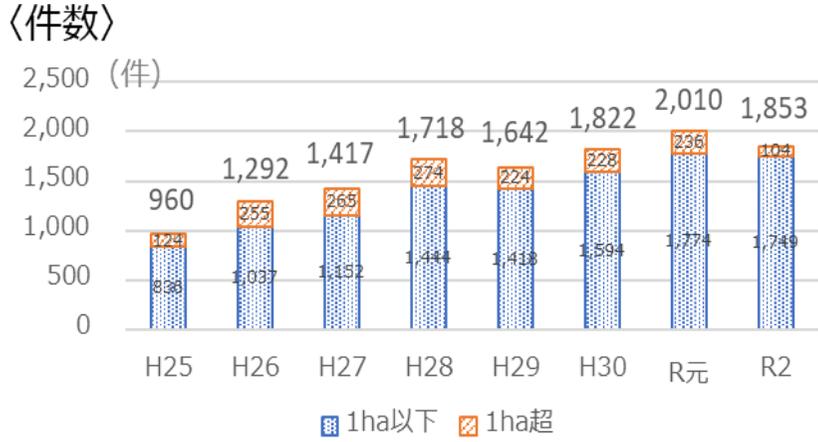
論点②：柵塀等の設置

2. 小規模事業用電気工作物に係る規制の周知状況

電気工作物の設置に当たっての関係法令の手續とその遵守状況

- 電気工作物の設置予定地が林地や造成地である場合などは、当該土地の開発を規制する関係法令の許可取得等が必要。例えば、林地開発許可については、F I T制度の開始を受けて土地開発が本格化した平成25年以降増加し、近年も高止まりの状況。
- こうした中、電気工作物の設置に当たり、こうした関係法令の手續が遵守されずに土地の開発が行われるケースが確認されている。

<太陽電池発電設備を目的とした開発許可等の状況（森林法）>



(注) 「1ha超」は、各年度の林地開発許可件数（新規許可のみ）。「1ha以下」は、各年度に提出された伐採届のうち、転用目的が太陽光である件数（H25にはH24.7～H25.3含む）。

出典：林野庁 太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会 第1回資料

<森林法（林地開発許可）の違反事例>

- 事業概要
 - 開発目的：太陽電池発電設備の設置
 - 許可年月：令和元年9月
 - 開発行為に係る森林面積：約42ha
- 経過
 - ・許可に当たって、パネル造成工事着手前に調整池の設置等の防災工事を完了させることを県が許可条件として付し、事業者が令和2年9月に着手。
 - ・**事業者が防災工事完了前にパネル造成工事に着手していることが発覚**し、許可条件に違反。県は開発行為の中止と防災工事の実施について行政指導。
 - ・令和3年の8月の大雨により、多量の土砂が河川や水田、道路に流出する被害が発生。
 - ・事業者が行政指導に従い復旧工事・防災工事を実施し、令和4年4月に工事が完了。

電事法における関係法令遵守の確認

- 電気事業法上、電気工作物の設置に際し、森林法等の遵守状況は確認していない。
- 他方で、土砂災害等の自然災害によって、再エネ発電設備等に事故が生じた場合は、当該設備が周辺住民への危害や、周辺設備の損傷をもたらし、結果的に、電気事業法第39条の技術基準への適合を維持できないおそれがある。
- そのため、再エネ発電設備等の設置に当たり、①森林、②盛土造成区域、③砂防指定地等、土砂災害の発生等に繋がり得る土地の開発行為を伴う場合は、これらの手続が適切に行われているか、電気事業法においても確認することとしてはどうか。

<電気事業法>

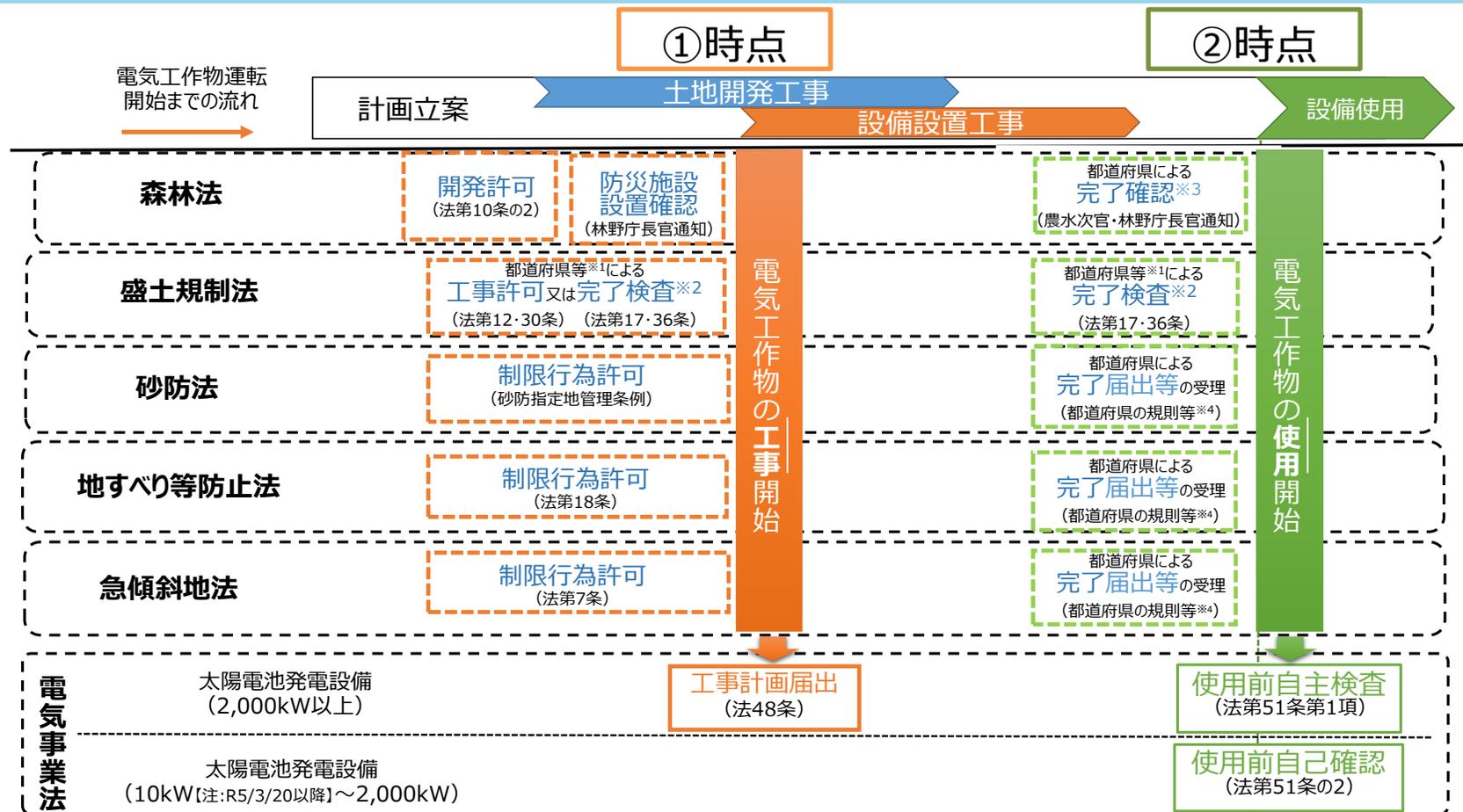
(事業用電気工作物の維持)
第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める**技術基準に適合するように維持**しなければならない。

<土砂災害等の防止の観点から土地開発を規制している法律>

法令	関連する規制の概要
①森林法 (林地開発許可制度)	地域森林計画対象森林において、 土砂の流出防止等の森林の公益的機能を阻害しないよう、一定規模を超える土地の形質の変更を伴う開発行為に許可が必要。
②宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) ※令和5年5月に法施行	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域内において行われる、一定規模以上の 盛土等に関する工事について、許可が必要。
③砂防三法 ・砂防法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)	砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域において、 土石流等からの下流部に存在する人家や公共施設の保護等 のため、土地の掘削、 工作物の設置 、立木竹の伐採等に 許可が必要。

関係法令の遵守状況を確認する時点

- 電気事業法に基づく手続としては、電気工作物の工事開始前時点（①時点）と、使用開始前時点（②時点）がある。
- 関係法令の許可等（下図オレンジ点枠）の取得を「①時点」、当該許可通り開発が適切に完了したか（下図緑点線枠）を「②時点」で確認することとしてはどうか。



※1: 都道府県等とは、都道府県、政令指定都市、中核市

※2: 実務上の支障等含め、取扱いについては検討中。

※3: 森林法では、開発地の緑化による植生の定着状況等の確認をもって正式な土地開発工事の完了とされる場合がある。

※4: 土地開発工事完了時及び設備設置工事完了時における許可権者及び事業者の手続きは、都道府県により異なる。

(参考) 工事計画・使用前自己確認に係る電気事業法規定

工事計画届出 (「①時点」段階)

第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（略）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その**工事の計画を主務大臣に届け出なければならない**。

使用前自主検査 (「②時点」段階)

(使用前安全管理検査)

第五十一条 第四十八条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物（略）であつて、（略）、その使用の開始前に、当該事業用電気工作物について**自主検査を行い**、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、（略）経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては主務大臣が行う**審査を受けなければならない**。

使用前自己確認 (「②時点」段階)

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

第五十一条の二 事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第三十九条第一項の主務省令で定める**技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない**。

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項（略）の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、その結果を**主務大臣に届け出なければならない**。

【他法令遵守状況の確認方法】

- 土地開発の適切性は経済産業省では判断困難であることから、当該関係法令の許可主体（都道府県、政令指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。））が発行した書類の添付を求め、経済産業省の手続の際に添付の有無を形式確認することとしてはどうか。
- 具体的には、「①時点」では、開発許可（これに加え、森林法では「防災設備の設置確認」、また、盛土規制法では「開発許可又は完了検査※」）を、「②時点」では、開発の完了確認を、都道府県等が確認したことを示す書類の添付を求めてはどうか。
※実務上の支障等含め、取扱いについては検討中。
- 現時点で、対象とする関係法令は、土砂災害等の自然災害防止の観点から土地の開発を規制する森林法、盛土規制法、砂防三法とし、今後事故の発生状況等を踏まえて、必要に応じて拡大を検討。なお、同様に自然災害防止の観点から観測機器等の効用を阻害する行為を規制する関係法令についても、今後、対象としていくことを検討する。

【補論：基礎工事の状況確認方法】

- ①電気工作物直下の土地の造成状況や、②電気工作物の基礎工事の状況については、電気工作物の工事完了後にその状況の確認を取ることは容易ではないことから、適切に施設されているかを確認する上で、工事完成前にあらかじめ確認を行っておくことは重要。
- ①土地造成については、上述の他法令遵守状況の完了確認を通じて確認をすることができるが、②基礎工事の状況についても確認が必要であることから、使用前自己確認において、実施工事が完了する前の施工部の写真や施工管理記録等で工事の計画に従って工事が行われていることを確認することを求めてはどうか。

他法令遵守がされていないことが判明した場合

【電気事業法の対応】

- 他法令の手続が必要にも関わらず、「①時点」、「②時点」で求める書類を添付せずに電気事業法上の届出を行い、電気工作物の着工又は使用を開始しようとする場合は、当該届出は規定の書類が揃っておらず、有効な届出とならないため、当該設置者に対し、都道府県等の確認書類を添付したうえで再度届出を行うよう指導を行う。
また、指導に従わず、有効な届出がなされていない状況であるにも関わらず、電気工作物の着工又は使用を開始しようとするような悪質な事例に対しては、罰則の適用も含め検討。
- 他法令を遵守しておらず、設置された電気工作物が電気事業法上の技術基準に該当しないことが判明した場合は、当該電気工作物を技術基準に適合させるよう、設置者に対し指導を行う。また、改善が見られず、技術基準違反状態が解消しない場合においては、必要に応じ、電気事業法に基づく技術基準適合命令を行う。

【他機関への連絡】

- 当該他法令を所管する省庁・自治体に連絡し、当該省庁・自治体において必要な是正措置を実施。
- 資源エネルギー庁に連絡をし、必要に応じて再エネ特措法の認定の取り消しを含めた対応を実施。

1. 再エネ発電設備に対する規律強化

論点①：関係法令遵守状況の確認

論点②：柵塀等の設置

2. 小規模事業用電気工作物に係る規制の周知状況

小規模事業用電気工作物の事故の状況

- 令和3年4月以降、小規模事業用電気工作物に係る事故報告制度が開始。
- 令和3年度の太陽電池発電設備の事故報告件数は、小規模事業用電気工作物が260件※¹、その他の事業用電気工作物が393件※²。また、外部への影響が大きいと考えられる、パワーコンディショナー起因の事故件数を除けば、それぞれ101件※¹、83件※²であり、小規模事業用電気工作物においても、外部への影響が懸念される結果であった。
(出典)
※1 電気関係報告規則に基づき提出された電気事故報告を集計
※2 令和3年度電気保安統計 Ⅲ.第6表「太陽電池発電所 事故被害数表」及びⅣ.第8表「太陽電池発電所の事故被害件数」
- なお、令和4年6月の電気事業法の改正により、小規模事業用電気工作物については、令和5年3月以降、技術基準適合維持義務が課されるとともに、基礎情報及び使用前自己確認の届出が義務化。

<小規模事業用電気工作物の定義)>

「小規模事業用電気工作物」は、以下の要件を満たす電気工作物を指す。

- ✓ 発電出力が、太陽電池発電設備は10kW以上50kW未満、風力発電設備は20kW未満であること
- ✓ 電圧が低圧であること
- ✓ 低圧の引込線以外の電線路と接続されていないこと

小規模事業用電気工作物の届出制度の概要

- 従来、電気事業法上、一部の保安規制の対象外であった**小規模事業用電気工作物**の設置者に対し、**基礎情報及び使用前自己確認の届出が義務化**（令和5年3月20日施行）。

従来の区分 新たな区分	保安規制				保安規制				
	太陽電池発電設備		風力発電設備		<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置		
2,000kW以上	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出 使用前自主検査	報告徴収 事故報告	立入検査	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出 使用前自主検査	定期安全 管理検査	報告徴収 事故報告	立入検査
50kW以上 2,000kW未満		使用前自己確認				使用 前 自 己 確 認	使用 前 自 己 確 認		
小規模事業用 電気工作物【新設】	技術基準の適合	維持義務【新設】 届出 基礎情報	使用前自己確認【範囲拡大】		維持義務【新設】 届出 基礎情報	使用前自己確認【範囲拡大】			
10kW以上 50kW未満									
10kW未満									

再エネ発電設備に係る規制の変遷（再掲）

- 経済産業省では、これまでの事故の発生状況や、水上太陽光などの新たな設置形態の増加を考慮し、累次安全規制を見直し。

近年の再エネ発電設備に係る規制の変遷

- 令和元年7月：NEDOが地上設置型の太陽電池発電設備に関し、安全ガイドラインを公表
- 令和2年2月：「電気設備の技術基準の解釈」で、土砂流出防止措置を記載
- 令和3年4月：「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」を施行
⇒太陽電池発電設備の支持物の強度や地盤の安定性に関する技術基準を策定
- 令和3年4月：太陽電池発電設備の事故報告対象の下限を10kWまで拡大（従来は50kW）
⇒小出力の太陽電池発電設備についても事故実態の把握が可能に。
- 令和3年11月：NEDOが水上・営農・傾斜地設置型の太陽電池発電設備に関し、安全ガイドラインを作成。
- 令和3年12月：同ガイドラインを「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」に取り込み。
- 令和5年3月：改正電気事業法施行
⇒従来、一部の規制の対象外とされていた小規模な太陽電池発電設備について、「小規模事業用電気工作物」として新たに位置付け、技術基準の適合維持義務が課されるとともに、基礎情報や使用前自己確認の届出対象となった。

現行制度における発電所の柵塀設置義務

- 電気事業法では、高圧（直流:750V、交流:600V）以上の電気設備を有する発電所に対して柵塀の設置が求められている。
- 上記に該当しない、太陽電池発電設備における小規模事業用電気工作物は、柵塀の設置義務が課せられていない。
- なお、再エネ特措法では、全ての認定案件に対して、柵塀の設置が義務付けられている。

<柵塀設置義務に係る規定>

○電気設備に関する技術基準を定める省令

第23条 **高圧又は特別高圧**の電気機械器具、母線等を施設する**発電所、蓄電所**又は変電所（中略）とともに、当該者が**容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置**を講じなければならない。

○電気設備の技術基準の解釈

第38条 **高圧又は特別高圧の機械器具及び母線等（中略）を屋外に施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所（中略）**は、次の各号により構内に取扱者以外の者が**立ち入らないような措置**を講じること。（以下略）。

一 **さく、へい等を設けること。**

二～四（略）

3（略）次の各号のいずれかにより施設する場合は、第1項及び第2項の規定によらないことができる。

二 イ（ロ）第21条第五号（ロを除く。）の規定に準じて施設すること【簡易接触防護措置※を施すこと】

※簡易接触防護措置：設備を、屋内にあっては床上1.8m以上、屋外にあっては地表上2m以上の高さに、かつ、人が通る場所から容易に触れることのない範囲に施設すること（同第1条37号）

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則

（認定基準）

第5条 法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

三 当該認定の申請に係る**再生可能エネルギー発電設備**を適切に保守点検及び維持管理するため、**柵又は塀の設置**（当該再生可能エネルギー発電設備が、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。

太陽電池発電設備の柵塀設置の義務化

- 太陽電池発電設備は、光が当たると発電するため、破損し充電部が露出したパネルに光が当たった場合に、感電等のリスクが考えられる。また、屋外に設置され、無人で運転されているものが大半であり、公衆が容易に立入可能な施設形態もある。
- こうした現状を踏まえれば、小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について、原則、柵塀の設置義務を課すこととし、使用前自己確認の際、設置者自らが柵塀の設置を確認し、その結果を国に届け出ることを義務付けてはどうか。
- 他方、一般公衆の入退場が極めて限定的か、適切に施工・運転監視されている場合であって、柵塀の設置によって著しい支障が生じる場合（例えば、郊外で大型の農業機械を使用する営農型太陽電池発電設備や、建築基準法に基づき施設されたソーラーカーポートなど）には、人が充電部に容易に接触しないような措置を講じている場合に限り、例外を講じてはどうか。
- なお、風力発電設備は規模に関わらず、電気事業法上、柵塀の設置が既に義務付けられている。

<柵塀設置の規定の状況>

— 現状の電事法規定範囲 — 規定範囲の拡大案

	太陽光		風力	
	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定
事業用電気工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務
小規模事業用電気工作物	 <p>電事法上の義務拡大</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務

緊急時保安連絡のための再エネ発電事業者の主任技術者等に係る情報共有

- 事故が発生した場合、発電設備の維持管理を担当する主任技術者等と一般送配電事業者は連携した対応が必要であり、系統連系時の契約において、相互に連絡先を共有している。
- 他方、主任技術者等の変更があつたにもかかわらず、一般送配電事業者への事前の情報共有がなく、有事の対応に支障が生じる状況が発生している。
- そうした状況の改善のため、来年度以降、電気事業法に基づく主任技術者等の変更の届出があつた場合には、一般送配電事業者に対して、届出があつた旨のみを通知することとする。

再エネの適正な導入・管理のあり方に関する検討会

【共同事務局：経産省、農水省、国交省、環境省】

- 事業実施における各段階（土地開発前段階、土地開発から運転開始後段階、廃止・廃棄段階、横断的事項）に応じて、
 - 電源の特性を踏まえた**立地のあり方等**に関する政府全体での**基本的な考え方の取りまとめ**、
 - **法令・条例等への違反案件**に対応するための関係省庁・自治体との**連携体制の強化**
 - **パネルの廃棄処理適正化**のための対応強化
- 等について検討。

<保安連絡体制確保に係る提言> ○電気事業法

再エネ事業者から一般送配電事業者への保安業務従事者の変更に係る連絡が適切になされていないケースが見られる

⇒緊急時の迅速かつ的確な保安連絡体制の確保については、**行政機関と一般送配電事業者との間で相互に再エネ事業の保安業務従事者に係る情報の共有を図れるような仕組みの構築**を検討する。

（主任技術者）
第43条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。
3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

1. 再エネ発電設備に対する規律強化

論点①：柵塀等の設置

論点②：関係法令遵守状況の確認

2. 小規模事業用電気工作物に係る規制の周知状況

小規模事業用電気工作物の届出制度の概要（再掲）

- 従来、電気事業法上、一部の保安規制の対象外であった**小規模事業用電気工作物**の設置者に対し、**基礎情報及び使用前自己確認の届出が義務化**（令和5年3月20日施行）。

従来の区分 新たな区分	保安規制				保安規制				
	太陽光発電設備		風力発電設備		＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置		
事業用電気工作物	2,000kW以上	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出 使用前自主検査	報告徴収 事故報告	立入検査	500kW以上	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 保安規程の届出	工事計画の届出 使用前自主検査 定期安全管理検査	報告徴収 事故報告 立入検査
事業用電気工作物	50kW以上 2,000kW未満	技術基準の適合	使用前自己確認	報告徴収 事故報告	立入検査	20kW以上 500kW未満	技術基準の適合	使用前自己確認	報告徴収 事故報告 立入検査
小規模事業用電気工作物【新設】	10kW以上 50kW未満	維持義務【新設】 届出【新設】 基礎情報	使用前自己確認【範囲拡大】			20kW未満	維持義務【新設】 届出【新設】 基礎情報	使用前自己確認【範囲拡大】	
一般用電気工作物	10kW未満								

施工業者・保守管理業者に対する制度改革の周知

- 小規模事業用電気工作物を対象とした**制度改革の内容は、当該設置者に加え、実際に検査や保守管理を行う施工・保守管理業者に広く周知し、徹底を図ることが効果的。**
- また、**使用前自己確認においては、電気的な項目に加えて、構造上の確認項目が追加されることから、これらに重点を置いた講習会**を開催。
- さらに、**経済産業省HP (<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp>) においては、同意を取れた講習修了者の氏名・所属等の公表を開始**しており、講習会を受講した施工・保守管理業者が、**小規模事業用電気工作物の設置者から選ばれやすい環境作り**に取り組むことで、広く保安力の向上に繋げていく。

<設置者に対する周知>

- ・FIT・FIP認定事業者に対しては登録されているメールアドレスにポスターを添付した新制度周知メールの送付を実施予定。
- ・新設設備の設置者に対しては一般送配電事業者の協力の下、系統連系契約時などにポスターを配布し周知。

講習会の開催状況

- 講習会は全国でこれまでに27回実施し、2,600人超が参加。
- 講習会については令和5年度も実施し、講習修了者の掲載を継続。
- 今後、講習等における質問内容を取りまとめ、経産省HPにおいてQ&Aを公表。

<講習会の周知を依頼した団体>

- ・電気保安協会全国連絡会
- ・全日本電気工事業工業組合連合会
- ・全国電気管理技術者協会連合会
- ・一般社団法人太陽光発電協会
- ・一般社団法人日本小形風力発電協会

<講習会内容>

【構造面での点検方法について】

通常求められる**電気部分の確認方法**（絶縁抵抗試験、負荷遮断試験等）に加え、新たに確認が必要となる**支柱物の確認方法、確認に際しての注意点**を紹介。

【新制度にかかる手続き方法】

提出する届出（基礎情報届出、使用前自己確認）の該当の有無や必要な添付書類、提出方法を紹介。

<講習会での質問等の例>

- ・ボルトのせん断応力に関する書類提出が必要になるようだが、提出書類の統一を要望する。
- ・昨今の野立て用保護柵はコスト削減のため簡易なものが多くみられる。高さや強度、マス目の大きさ等、確認すべきではないか。
- ・発電設備が（機械的に）壊れていないことを確認することという主旨と理解しているが、確認する項目が外観検査の内容にとどまっているように見えるがそれで充分なのか。

<周知用ポスター>

※同様の内容を
Yahoo!のトップページなどに
WEB広告として掲載

発電設備を お持ちのみなさま

新制度講習会が
10月30日
スタートします
全国30ヶ所
オンライン配信有り

太陽電池発電
10~50kW未満

風力発電
20kW未満

2つの保安規制が義務化されます。 2023年3月を予定

基礎情報届出制度 **基礎情報の届出が必要になります**

- 小規模事業用電気工作物(太陽電池:10~50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。
- 既設の設備(FIT認定を受けている設備は除く)についても施行から6カ月以内までに届出が必要です。
以下の場合はFIT認定の有無にかかわらず届出を求めます。
①基礎情報の項目に変更があった場合
②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

使用前自己確認制度 **事前の安全確認が必要になります**

- 使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物(太陽電池:500~2000kW未満、風力:20~500kW未満)に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10~500kW未満、風力:20kW未満)も、使用前自己確認が義務となります。
電気的リスクに加え、構造的リスクについても確認が必要です。

詳しくは 
<https://www.shoushutsuryokusaiene-hoan.go.jp/>

<コールセンター> 0570-045-660 (平日のみ) 9:00~17:00